

1. 平成27年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成27年3月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 山 川 直 保 | 2番 | 田 中 康 久 |
| 3番 | 森 喜 人 | 4番 | 田 代 はつ江 |
| 5番 | 兼 山 悌 孝 | 6番 | 野 田 龍 雄 |
| 7番 | 鷺 見 馨 | 8番 | 山 田 忠 平 |
| 9番 | 村 瀬 弥治郎 | 10番 | 古 川 文 雄 |
| 11番 | 清 水 正 照 | 12番 | 上 田 謙 市 |
| 13番 | 武 藤 忠 樹 | 14番 | 尾 村 忠 雄 |
| 15番 | 渡 辺 友 三 | 16番 | 清 水 敏 夫 |
| 17番 | 美谷添 生 | 18番 | 田 中 和 幸 |

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-------------------|-----------|
| 市 長 | 日 置 敏 明 | 副 市 長 | 鈴 木 俊 幸 |
| 教 育 長 | 青 木 修 | 市長公室長 | 田 中 義 久 |
| 総 務 部 長 | 服 部 正 光 | 総務部付部長 | 武 藤 隆 晴 |
| 健康福祉部長 | 羽田野 博 徳 | 農林水産部長 | 三 島 哲 也 |
| 商工観光部長 | 山 下 正 則 | 商工観光部付部長 | 水 野 正 文 |
| 建 設 部 長 | 武 藤 五 郎 | 環境水道部長 | 平 澤 克 典 |
| 教 育 次 長 | 細 川 竜 弥 | 会 計 管 理 者 | 古 川 甲 子 夫 |
| 消 防 長 | 川 島 和 美 | 郡上市民病院 事 務 局 長 | 尾 藤 康 春 |

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課 長 岡 文 男

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の執務御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、17番 美谷添生君、18番 田中和幸君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず最初に、除雪のことですが、シーズンが終わって、雪はほとんど消えてまいりましたが、まだ、郡上でも奥のほうは結構、雪もありますけども、計画と実質除雪費ということで質問をさせていただきます。

ことは大変な大雪で、除雪費も計画より大幅に増額をされ、専決処分で補正をされましたが、予算がないからといって除雪をしないわけにはいかないので、今年度は、私がいつも声を高くして言うように、除雪の仕方、それに雪国になれたオペレーターを選定など、国道については、大変よく民家にも気を使いながら大変上手に、また、路面の出るまできれいに除雪をしてくれましたので、

住民からも、大変ことしは喜ばれました。関係各位に感謝を申し上げます。

しかし、市道については、大雪でショベル車やオペレーターなどが足りなかったのか、除雪が間に合わず、翌日でないとできないところもありましたので、今後の課題だと思います。

そこで質問をいたしますが、当初の予算の見積もりは、どのようにして立てられたのか。約2億9,900万円の予算に対し、補正された金額は4億8,500万円で、専決補正をされました。

幾ら大雪とはいっても、これぐらいの雪は近年に何回かあります。見積もりと計画が少し甘かったのではないかと思います。質問をいたします。

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 除雪予算の見積もりということでございますけれども、確かに平成26年は合併しましてから一番大きな積雪になっております。以前、平成17年が多かったんですけれども、それをはるかに超える中の積雪となっております。

その中で、除雪費の予算につきましては、除雪作業委託費としまして、当初予算では2億4,000万円をお願いしておりました。25年度までは、過去の実績を見ますと、少ない年で1億円から1億2,000万円といった年もございまして、毎年、当初予算で今までは、25年までは1億6,000万円程度を計上しておりましたけれども、議員言われますように、ここ数年の積雪等を見ますと、多くなってきておるといこともございまして、平成26年度におきましては、これまでの1.5倍の2億4,000万円を計上させていただいたところでございます。

除雪経費につきましては、やはり近年の異常気象等で、なかなか予測が非常に難しい点もございまして、今後におきましても、予算対応につきましては、降雪状況を見ながら、必要に応じまして追加補正をお認めいただく中で、やっていきたいということで思っております。

以上です。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは次の質問をしますが、今年度の反省点として、例年、雪が積もったことのない市道に雪が積もったので、除雪路線として業者が指定してなく、除雪に出動できるまでに時間がかかり、道路によっては、一時、パニックになったと聞きますが、そういうときの予備隊等を考えられたらいかがでしょうか。考えをお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、除雪作業の予備隊の確保はどうかという御質問だと思いますけれども、特に、ことしの12月17日からの降雪につきましては、除雪作業委託業者の方々には、連日連夜問わず、生活道路の確保の作業に当たっていただきまして、大変感謝をしております。

す。

今回は、大雪に加えて、多くの倒木等の事故もありまして、通常よりも除雪時間を要した路線もあることは、市の方としても、何路線かあったことは承知をしております。

今、言われますように、こうした場合の応援要請につきましても、市内の業者の方も、国道、県道、市道の対応に追われておられる中で、非常に厳しいというふうに思っております。

仮に、一時的に作業オペレーターの応援をしていただきますにしても、これまで議員が御指摘のように、地域をある程度、熟知する方ということもございまして、そういうふうになりますと、安全で効率的に作業がやっていただけるかというようなことも一つございます。

郡上市では、平成26年度の除雪体制としましては、96社の方と委託契約を結んでおります。その中で、一人親方さんっていいですか、個人の方が14社見えます。こういった中で、今、市のほうも、こういった一人親方的なことをお願いしてみえる方々も高齢化してみえまして、何年、こういったことで続けてやっていただけるかということを非常に心配しとる中で、市としましては、各地域で除雪作業の委託を受けていただける方が、ないかということも募っております。

しかし、今まで、ほんなら私も協力しましょうよ、どうですかといったようなことで、手を挙げていただく方は見えないのが現状でございます。

それで、市としましては、今の現体制をいかに縮小なく維持していけるかということを思っております。今年度の大雪につきましては、災害という位置づけもしておりますけれども、過度に遅くなるような路線につきましては、市民の方に広報等で知らせる中で、極力、迷惑がかからないように、除雪作業に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） はい、ありがとうございました。

それでは、次の質問に入りますが、長良川の魚道の管理者ということで質問をさせていただきますが、昨年、26年度の豪雨により、特に白鳥においては、農業用水の頭首工に付随した魚道は、堰堤のエプロンの先が異常に浸食をされまして、河床が下がり、その落差が1メートルから1メートル50となっております。

場所は、白鳥の大井用水頭首工と、もう一つは、越佐の万場用水頭首工であります。この2つの大きな頭首工に付随した魚道が、これでは魚が魚道に全く上れない状態であるため、郡上漁協としても、市や県の河川課に何回も要望活動を進めてまいりましたが、一向にその返事がありません。

それで、いろいろ県の方へも問い合わせをしてみましたところ、農業用水の頭首工に付随した魚道は、管理者が県ではないので、災害の復旧工事を要望されても、予算もなければ計画もないというような返事をいただきましたので、これは一体どういうことなのかと。魚道はさることながら、

堰堤自体も崩壊しそうであるのに、全く考えられない状態であります。

そこで質問として、長良川が世界農業遺産として登録されようとしている今日、郡上市の建設部では、これらのことをどの程度、把握しているのか。頭首工は関係ないと言われるのか。魚道の管理者は県でなければ市にあるのか。また、どこにあるのか。そういったことをお聞かせいただきたいと思います。質問いたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 魚道の管理ということでございますけれども、今、郡上市内には、全体で魚道が221カ所ございます。そのうち農業用の取り入れを伴います、頭首工に設置されております箇所が76カ所ございます。

その中で、今、議員言われます長良川についてでございますけれども、長良川の本川につきましては、13箇所の魚道がございます。その中で、農業用の頭首工に設置してある箇所が12箇所ございます。全体で221あるわけですが、そのうちの219は県管理でございます。あと残りの2カ所は市が管理ということになっておりまして、今、言われました白鳥の大井頭首工につきましては、郡上市が管理しておりますし、越佐の万場の魚道につきましては、県管理となっておりますのでよろしく申し上げます。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、災害が起きたら、どこで復旧工事をやってくれるのか、いただけるのかということですが、また予算もどこで立てられるのか、そういったことについて質問いたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 傷んだときの災害のときの対応ですけれども、基本的には、その施設管理者がやるべきことと考えております。

今、言われますように、頭首工は農業用施設で、用水を取り入れるための施設でございます。魚道は、その農業用施設、県がつくったのは、農業用施設としてつくったわけじゃなくて、市がつくった頭首工については農業施設ということで、農業用施設の場合は災害で対応できますけれども、その農業用災害施設でとりますと、当然、それを使ってみえます受益者が見えますので、その方々の工事に対する負担金等々も発生します。

その中で、議員、今、言われますように、その頭首工のそのものの機能が、まだ十分生かされておるといったような場合には、なかなかその辺の災害で持ち込むということの同意等も厳しいところがございますし、そういった中で、災害対応でいくのが基本と考えておりますし、小規模な傷みについては、それぞれの河川なら河川の修繕費等で対応していくということになろうかと思っております。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、その魚道だけでなく、堰堤自体のエプロンの下部が、相当浸食されているのに復旧計画がないのはなぜか。市の建設部は知らないということではないと思います。なぜその復旧工事が、今、災害に対して計画されていないのか、その辺のこともお聞かせください。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、先ほども災害対応のところで少し言わせてもらいましたけれども、その頭首工に対する下のエプロン、水たたきについては、頭首工本体を守るということで、下が浸食されないように打ってあるものでございますけれども、その部分が、仮に少し破損していても、用水を取り入れる機能に全然支障がない場合には、なかなかその辺の災害等で持って入るにも、苦しいところがあるというところでございます。

それで、今の災害等の中で、やはり今の査定を受けるわけでございますけれども、長年の経年劣化で傷んだものと、本当に豪雨等の増水等で破損した場合と、いろいろあるわけでございますけれども、仮に頭首工本体が、もう水の取り入れる機能もなくなるぐらいに破損したような場合については、それはもうずっと災害という、農業災害の復旧で採択もされますし、受益者の方も、用水の取り入れができないということであれば、普及してくださいという話にもなりますけれども、部分的なエプロンの傷みのところもございますけれども、そういったところについては、やはり経過監視する中で、見ていきたいというふうに考えております。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 実際に、その魚道が壊れているということではないんですが、その魚道の一番最終のところ非常に浸食されて、1メートル以上、2メートル近い落差がついておりますので、魚道に魚は上れないという状態なんです。その魚道の復旧工事といいますか、上れるようにできるような工事ができるのか、できないのか、そういったことを質問いたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 魚道の復旧については、ほとんどが県管理の魚道でございまして、県のほうは、年1回、その点検をしてみえます。その中で、台帳整備をされる中で、調査、改善、改修といったようなところで判断される中で、優先度の高いところからやっていただくということになっておりますけれども、現在、県管理のうち77カ所をやはり改善、改修する箇所と判断されている中で、平成24年から、今の魚道の中に堆積しております土砂とかそういったものの撤去とか修繕などを順次やっと思っていただきます。これからも順次やっていくということでございます。

それから、少し話は違いますけれども、毎年5月時期に、河川の工事に関する連絡調整会議というようなものがございます。去年は、白鳥で、ああいった大きな災害がございましたので、2回やりましたけれども、例年は1回、やっておりますけれども、こういった席の中でも、出席者は漁業協同組合、郡上砂利採取組合、建設業協同組合、市役所、農林事務所、土木事務所、長良川工事開発事務所といった工事関係者で打ち合わせ等もありますので、もしそういった機会の場合でも、こういった魚道の話についてでも御意見があれば、提案していただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中和幸君。

○18番(田中和幸君) 長良川についての魚道について最後の質問になりますが、世界農業遺産とは、長良川のどこまでが農業遺産で、私はもちろん全部入っておると思いますが、郡上市、その農業遺産に郡上市はどこまで入っているのかということと、その農業遺産として河川の管理は、農業遺産関係について管理はどこでやるのか、郡上市でやるのか、それとも名目だけなのかということをお伺いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長(三島哲也君) 世界農業遺産でございますけど、これ、議員御承知かと思っておりますけど、現在、日本の3候補のうちの一つとして残っておるというものでございまして、ことしの5月から6月にかけて、正式に決定する予定となっております。

また、この世界農業遺産のテーマとしましては、清流長良川の鮎ということと、里川における人と鮎のつながりということでございます。

これは長良川というのは、非常に多くの方が生活している生活圏を流れている里川というところでありながら、山林の保全、植樹の活動、水舟等を代表とする流域の人々による資質保全活動により清らかな流れが保たれているということ、それによって鮎が育っているということ。それから、その地域の人々が鮎により恩恵を受けておるということ。そういった清流と鮎と地域の人々が深く結びついているということが、非常に評価されたものであるということでございます。

そこで、御質問の世界遺産の範囲というものでございますけど、これにつきましてしは、長良川の中流域ということになっておりまして、具体的には、郡上市から美濃市、関市、岐阜市までの長良川の流域ということに、区域としてはなっております。

また、河川の管理ということでございますけど、この世界遺産を申請するに当たりまして、その管理保全計画というものをつくっております。いわゆるアクションプランというものでございますけど、その中では、例えば郡上市でありますと、漁協がやっております源流の森の育成事業とかが入っておりますし、また、これから整備しようとして、これからやろうとしております伝統漁法

の紹介、そういったもの等をこれからアクションプランとしてやっていくということになっております。

じゃあ、それをどこを誰が推進するのかということですが、これにつきましては、申請団体というものがございまして、清流長良川の農林水産業推進協議会というものがございまして、その構成団体がございましてその構成団体、それからさらに、その協議会を応援するプレーヤーというものがございます。これは郡上市でも9団体ございますけど、この中では、郡上漁協であるとか、森林組合、観光協会、そういったものが入っておりますので、そういったところと連携しながらこういった行動、アクションプランを推進していくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、長良川については以上で終わります、次の質問をお願いします。

郡上市の特産物ということで、ナメタケのことですが、昨年から一斉に郡上市北部においてナメタケが大量に発生しております。このナメタケとは、今日までは奥山の温度の低い寒いところで、秋になると気温の格差によって一斉に芽が吹き出して、奥山の山菜として知られてきました。

ところが、ことしになって、白鳥町の平坦な里山でナメタケが一斉に吹き出てきたのです。もはやナメタケは、奥山の山菜ではなく、白鳥町の里山の気候でも発生することがわかりました。

しかし、なぜこんなに急にナメタケが発生したのか不思議に思い、いろいろとナメタケの出る山主さんの意見をそれなりに聞いてまとめてみました。

その一つとして、4年から5年ほど前から、カシノナガクイムシが北陸より油坂峠を越えて、郡上市一円に大発生をいたしました。そして、榎の木が枯れて3年目ぐらいから、コケの生える状態に立ち枯れのまま熟成して、それに何らかの加減でナメタケの菌が繁殖して、それで町内各地の山林で、昨年の秋にナメタケが一斉に発生したと言われます。

しかし、ナメタケの菌が、なぜ榎の木にあったのかは定かではありませんが、いずれにしても、ナメタケは、奥山まで行かなくても、白鳥町の里山の気候で条件を整えば十分に発生できることがわかりました。

それは、榎の木が立ち枯れになって3年から4年目を迎えていることです。年間を通じて発生させるのは、条件をつくれればよいのではないかと、このように思いますが、質問として、このことについて市の農林部では、どれだけこのナメタケの自然発生についてを把握されておられるのか、質問をいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） ナメタケの自然発生の把握ということでございますけど、ナメタケというものはですけど、和名でナメコと言われているものだというふうに思っています。

また、ここ数年、郡上の北部のほうにおいて、ナメコの自然発生がふえておるということは、よくお聞きしております。しかしながら、発生状況の把握、そういったところについては、郡上市としては特に把握はしておりません。

このことにつきまして、岐阜県であるとか、県の森林研究所等のほうにも問い合わせをさせていただいて、この発生状況等を聞かさせてもらいましたけど、県のほう、あるいは県の森林研究所のほうにおいても、こういったところについては把握してないということでしたので、ということでございますのでよろしく申し上げます。

（18番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） そこで、ナメタケはナメコですね。ナメコは昔から血圧の安定、血糖値の抑制などの効果があるとされておりまして。

それで、郡上の特産物として原木の天然のナメコを売り出すことを山林所有者に奨励して、地方再生の一環としてやったらいかなものか。そのためには、何かをやらなければならないという精神に燃えてほしい。

言いかえれば、ナメコに限らず、やる気があるのかないのかにかかるところですが、郡上の元気は何ととっても農林業です。零細ながら継続してできる産業は農林業しかありません。若い人たちの雇用を促進するために、工場誘致を図っても、作業内容が自分の体に合わない理由で、地元の雇用は半分で、あとは人材派遣会社から派遣社員が多いようです。

また、公共事業も促進しなければならないが、継続するのはなかなか難しいことです。零細ながら継続してできるということは、やはり農林業しか私はないと思いますが、郡上の農林業をいかに導いていくのか、農林部長さんの27年度の豊富をお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） まず、1点目の天然のナメタケを特産品としたらということでございますけど、郡上市としましても、特産品というのは、できていけばいいというふうなことを考えておるところではございます。

調べてみましたところ、ナメコといいますのは、気温が16度以下になると発生をし始め、5度以下になると発生がとまるというふうに言われておまして、天然の場合、年間を通じて安定的に供給できるということが、非常に困難なものであるということになっております。そういったことで、年間を通じた安定的な出荷、それは非常に難しいものであるというようなことを思っております。

また、天然でございますので、それをもう販売ということになりますと、食品の衛生的な問題であるとか、安全性の問題というようなことも、克服しなければならない課題があろうかというふうに思っています。

また、天然ナメコを自由に販売するというところで、例えば朝市であるとか市場、そういったところで販売しようと思えば、その市場自体が、そういった安全性、衛生上のことに対して規制をしておりますので、そういったところとよく協議し、そういったところの確保した上での販売をしていくことに、なるんでないかというふうに考えております。

また、原木ナメコ、原木ナメコ栽培というところでございますけど、これは県のほうが、枯れた檜の立ち枯れの材で、原木ナメコの生産というのは、ちょっと実験をしております、そういったところを通常の原木と何ら変わりがない生産ができるというような結果も、出ているということでございますので、原木によるナメコにつきましては、やっていただきたいと思っております。

現に、栽培している農家がございまして、大和や白鳥のほうで、原木でナメコを栽培しております、そういったものを朝市等や道の駅というところに出荷している事例がございまして、

ということでございますので、これからそういったところに、檜枯れ材を活用した原木栽培、そういったことをやりたいというような人が見えたら、市のほうへ御相談いただければ、県や市、そういったところの栽培情報、そういったものの情報等を通じて、技術的な支援をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、農林水産業をいかにして導いていくかということですが、導いていくということはなかなかできませんけど、農林水産業の27年度の豊富ということでございますけど、まず、今、国が進めております農業政策総合戦略の中で、農業分野を成長分野というような位置づけしておりますけど、郡上市の中におきましても、特産品物で、特産品ということで、例えばひるがの高原だいいこんでありますとか、夏秋トマト、ハウレンソウ等、そういったものが産地化等はされておりますので、そういった主要作物については、生産体制の強化でありますとか、そういった効率的なことの支援は、引き続きやっていきたいというふうなことを思っています。

また、そのほかとしまして、地域農業の衰退といえますか、高齢化あるいは担い手の問題で、地域の農業が衰退していくということでございますので、そういったところにつきましても、地域全体で農業のあり方を考える、今、人・農地プランというのを進めておりますので、そういったところを集落単位でまとめていきまして、その中で、担い手等をあとは中心となる農業者、そういった者を育成していきたいというふうなことを考えています。また、新規就農の支援等も引き続きやっていきたいというふうなことを考えております。

また、小規模農家につきましては、青空市場、朝市、そういったものに対して、地元の農産物を地元で消費する、そういったところの取り組み、例えば学校給食への食材の供給、そういったところ

ろで地産地消を進めていきたいというふうなことを思っています。

また、農地の荒廃等に関連しましては、中山間直接支払いであるとか、多面的機能支払いがありますので、そういったことを活用しながら、地域の農地の多面的機能、あるいは環境の保全、そういったものを進めていきたいというふうなことを考えておるところでございます。

林業につきましては、戦後に植えられました、植林されました木が、もう60年から70年たつていくということ、いよいよ伐期に来ておるということで、地域材量も膨大なものになっております。こういったものをいよいよ活用する時期が来ておるということでございます。

特段、27年度からは、長良川木材事業協同組合が稼働しますので、そういったものに対する資材の供給体制の強化に、取り組む必要があるかというふうなことを思っていますので、そういったところの生産体制する支援をしていきたいと思っております。

また、森林の伐採等によるところでございますけど、やはり伐採した後は、再造林ということで、植林等も進めていただきたいというところでございますので、そういったところにつきましても、森林資金の循環も進めているというところも進めていきたいと思っております。

その他としましては、郡上産材の有効活動、あるいは木質バイオのシステムの推進ということで、地域内における木質エネルギーの循環的なシステム、そういったものも推進していきたいというふうなことを考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中和幸君。

○18番(田中和幸君) ありがとうございます。

それで、このナメコが全くその菌のないところにたくさん白鳥で今、発生したということが一つの謎なんですけど、なぜ菌のないところに一斉にナメタケが出てきたかということは、いろいろ私なりに聞き合わせて研究をしてみましたけど、このカシノナガキクイムシが、その菌も一緒に運んでくるんじゃないかというそういう意見が、たくさん地主の方からもありましたが、そういったことに対してのことは、全然わかりませんか、その辺のことについては。

○議長(尾村忠雄君) 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長(三島哲也君) 理由としては、いろいろそういった可能性が考えられると思っておりますけど、正式に県のほうにも、それが原因かというところでございますけど、県のほう等に確認させてもらったところ、まだ、そういった正式なところについては、科学的っていいですか、生物学的な科学的なそういったところについては、まだわかってないというようなことですので、正確なその発生の原因というのはつかんでおりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

このナメタケが、菌のない全然生えると思っていなかったのに、一斉にあちらこちらで生えたということが、昨年の暮れからことしにかけて非常に話題になっておりましたが、そういったことをこれからも1つの課題にさせていただいて、研究を続けてほしいと思います。

時間があとありませんので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） おはようございます。いよいよ大詰めになってきましたが、ひとつよろしくお願ひします。

きょうは、2点についてお伺いをしたいと思います。

多少、先日、通告を出したところから少し削ったりして、ちょっと変わるところがありますが、大枠はこのとおりですのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目は、日置市政8年って書きました。7年過ぎて、あと1年という任期を残されるんですけど、この1年は非常に重要な1年であると。しかも、1年だけで済めばいいのではなしに、先の見通しを持ってやらなきゃならないという課題があるんじゃないかと、そういった点で、この進むべき方向について、どのような認識を持ってみえるかをお聞きしたいと思います。

この郡上の将来をどう展望したらいいか、市民の皆さんに、どうしたら希望を持っていただけるか、これをこうした論戦の中で少しでも明らかにできていくといければいいのではないかと考えております。ぜひ希望の持てる郡上市政の将来を展望できるような、市長の積極的な取り組みの意欲を示していただきたいと思ひます。

現実には、郡上市だけではなくて、日本の政治経済に対しても、多くの市民が不安を持っています。安倍総理は消費税10%への引き上げが、現状では無理なことがはっきりしたということで、引き上げを1年6カ月延期しました。しかし、昨年4月に8%に消費税を引き上げたことで、日本の経済は停滞し、GDP・国民総生産は、平成26年10月から12月の改定値については、速報値よりも下方修正され、平成26年度はマイナス成長になるという判断がされております。

大企業や富裕層を除いては、決して豊かになったとは言えない。むしろ物価の高騰で暮らし向きは悪くなり、取得も少しもよくなっていません。これが多くの市民の皆さんの実感ではないでしょうか。

そこで、このような中で今後の郡上市の進むべき方向について、市長の見解を伺います。その前提として、日置市政7年間の総括を初めにお伺いします。そして、その中で郡上市民の暮らしと営業の実態をどのように認識してみえるか、お伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

私も、質問の通告で、8年間の総括をせよという質問通告を受けておりましたので、思わず任期はことしの4月までだったかなと、どきっといたしたところでございますが、しかし、最後の平成27年度の予算案、当初予算案を提案しているところでございますので、おおむね進むべき8年間の施策については、提案をさせていただいたわけでございますので、少しみずからの反省を込めながら総括をしてみたいと思いますが、とても短時間では、ちょっと言い尽くせないこともございますので、ごく大ざっぱな総括ということになろうかと思っておりますけれども、ちょうど市長に就任をさせていただいた平成20年7月に、東海北陸自動車道の全通という、非常に郡上市にとっては大きなことがございました。

そうした喜びの中で、同じ平成20年の9月には、リーマンショックという形で世界的な大不況に陥ると、そういう経済環境の中で、これまでおおむね基調は経済については変わらず、7年間きているのではないかというふうに思っておるところでございます。

そういう中で、市政を市長として担当させていただいたわけでありまして、そもそも私自身の所信はどこにあったかなということを思ってみますと、最初の就任をさせていただくときに、選挙に臨むときに、市民の皆さんに目指したい市政としては、5点を上げておりました。それは、1つは、ちょうど平成20年から始まる市政は、大変先輩方が御苦労いただきました、平成16年の3月の合併以来の4年間の第1ステージとすれば、第2ステージということであったわけですが、その総括的なスローガンが、市民の力で一体感のある郡上市をつくりたいということで、この目指したい市政の中にも、第1の柱として、とにかく新生郡上市が1つの市として一体感を持った、もらえるような、そんな市政を確立していきたいということを申し上げておりました。

それから、2つ目に、やはりこれからの郡上市の地域づくりのためには、行政だけでなしに、市民の皆さんが主体的に取り組んでいただく、市政にも参画していただく、地域づくりにも取り組んでいただくという意味で、市民自治の息づく市政の確立ということを申し上げました。

そして、3つ目の柱として、少子高齢化、あるいは人口減少の中で、地域社会として皆さんが安心して暮らせる郡上、あるいは安全な郡上、この安全・安心の郷土づくりという柱を掲げました、それから4つ目が、将来にまさに先ほどお話がございました希望の持てる、そしてまた持続的発展が可能な活力のある郡上づくりと、こういうことで4つ目の柱を掲げました。それから5つ目が、

いつも申し上げておりました身の丈に合った市の行財政体制の確立とその筋道の確立と、このようなことを掲げて、皆様にお約束をしたつもりでございます。

この7年間ほどの歩みの中で、私は、この一体感のある郡上市づくりという意味では、一つは、公平・公正な市政、そして、いろんな条件不利な地域へも、暖かい光を届けるというようなこと、あるいは市民の皆さんが、それまで7つの町村の住民であった皆さんが、1つの郡上市の市民として成熟をしていけるようにということで、お互いに郡上のことを知り合う、理解し合うというようなことで、郡上学の提唱を初めとして、いろんなそういう連帯感、一体感の醸成に努めてきたところでございます。

それからまた、市民自治・住民自治の確立という意味では、それ前の4年間、前から取り組んでおられました、市民協働指針というようなものに基づく市民協働センターの設立や、それから昨年の議会で成立をさせていただきました住民自治基本条例、こういうものの制定に基づいて、これから住民自治というものを進めていこうという、1つのスタートラインをつくったというふうに思っております。

それから、3つ目の安全・安心ということですが、これについても、高齢者の介護を初めとして安心づくり、あるいは障がい者の福祉、そして子育て支援というようなことに、一つ一つ取り組んできたというふうには思っております。

それからまた、この活力と希望ということでもありますけれども、産業振興あるいは基盤整備、そういうこと、それから将来の郡上を担う希望そのものである郡上市の小中学校の、あるいは幼稚園・保育園等を含めて子どもたちの教育、あるいは社会人の生涯学習、こんなものに取り組んできた。

それから、5つ目の市行財政体制の確立ということでは、おかげさまで、議会の適切な御指導をいただき、御決定をいただきながら財政運営をしてきたわけですがけれども、平成25年度の決算で、起債団体からの脱却というような形で、一つ一つ取り組んできたというふうに思っています。

そういう意味で、当初、目指した市政というものが大きく外れることはなく、その進んではきているのではないかと考えています。

ただし、その進度、速さとか、あるいはその深さ、あるいは徹底度、こういったものには、私自身も必ずしも満足できるというふうには思っておりませんし、こうしたことについては、市民の皆様のそれこそ外部評価というものに待ち、それに検挙に耳を傾けていきたいというふうに思っております。

そういうことで、いろいろな取り組みをしてきたわけですがけれども、今、お話がありますように、御指摘がありましたように、市民の暮らしや郡上の経済はどうなんかということでもありますけれども、一つ一つ、そういう意味では、合併以来、第1期の市政を継承しながら、改善をしてきたというふ

うに思っております。

そういうことで、例えば、子どもさんの医療費の問題にしても、本当に、平成20年度に小中学生の入院の無料化を初め、その次の年に小学生の通院を対象にし、その次の年に中学生の通院を対象にしという、いわば本当に一寸ずり、1歩ずつではあったかもしれませんが充実をしてきたと。

このような例に見られるように、そしてまた、それを平成25年度には高校生、あるいは18歳相当の年齢まで拡大したというようなことで、一つ一つ取り組んできたというふうに思っています。

しかしながら、今、御指摘になりましたように、いろんな意味で、国を地方を通じての福祉の問題、税の負担の問題、いろんな形で、一方では、やはり皆様に負担をお願いしながらサービスも充実をしていくという、その負担とバランスの、サービスのバランスをとっていかなければいけない、そういう非常に苦しいときにきているのではないかというふうに思っております。

それから、経済の問題ですが、先ほどお話しございましたように、なかなかこの郡上市の地域経済という意味では、今の例えばアベノミクスというような国の経済対策も、十分にはまだ及んでいないというふうに思っております。

毎年、市内の企業の経営動向等も商工部のほうから、観光部のほうからお問い合わせをして、そうした市内の経営者の皆様の感触というものも聞かせていただいておりますが、最近になって仕事がふえたという企業もある一方、やはり依然としてふえていないという企業も、たくさんあるということも承知しております、まだまだ郡上市の場合は、経済の回復も十分ではないというふうに思っています。

しかしながら、例えば最近の郡上市内における有効求人倍率等については、長く1を割っておった状況から、ここへきて、ようやく1.0を上回るような状態になってきているというようなことで、かすかな光も差しつつあるのではないかというふうに思っております。

その辺の現況を踏まえながら、今回の平成27年度の当初予算を提案させていただいたわけですが、さしつかえなく、さらに郡上市の皆さんが希望を持って、これからのふるさとづくりに取り組んでいただけるように、27年度という最後の年でありますけれども、今任期の最後の年でありますけれども、しっかりやってまいりたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) この7年間の中で、市長を初め市の職員の皆さんの努力によって、多くの前進面もあったというふうに私は評価しております。

しかし、同時にまだまだ、もっと何か力を入れていただきたいというようなことで、何度か要請もしてまいりました。特に、国保税の引き下げができないのか、あるいは介護の充実、こういった点では、いつも困った声を聞きますので、そういった声に市政が応えられないのか、こんなことで、

今まで御意見も申し上げてきたところであります。

同時に、地域全体の産業振興も非常に大事でありまして、私は、そういった点では全く門外漢でありますけれども、いろんなどころでいろんな努力がなされながらも、現実には、なかなかぱっとした成果が上がってこないと。

もちろん、そう簡単にいくことじゃないと思いますけれども、どこか力を入れるところが、まだあるんじゃないかというようなことを思っております。そういった点については、今後とも、ぜひ市内の皆さんとも話をしながら、個々でも問題を提起していかなければならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

今、言われましたようなことを踏まえた上で、2番目の質問、今後の郡上市の方向について、特に暮らしを守る安心・安全、福祉の充実といった点についての郡上市政の役割と、特にそれだけではなく、どうしてもここは力を入れたいと特筆する点について、もしお考えあれば、お話しいただきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

私たちの暮らしというのは、一つは、市場部門というか、経済の世界というのがございます。これは生活の主を得るために働いたり、あるいは消費をしたりという形の市経済部門といえますか、市場部門という生活の場がございますし、また一方、他の局には、家族で助け合うとか、コミュニティー、地域で助け合うというような、いわば非市場部門というものがございます。

そして、もう一つの第三極というのが、まさにこの財政とか行政という政治、行政の部門であり、ここには、皆さんからいただいた税であるとか、保険料であるとか、いろんなそういうものを持って公共的なサービスをする、そういったいわば、あるいは必要に応じて恵まれない人や厳しい条件にある人に対して、再配分をするという、こういう財政の機能というものがあられるわけがございます。

そういう意味では、私は、やはり郡上市も、そういう市場部門、非市場部門に対する第3の部門としての郡上市の行財政というものの機能というものが、しっかり機能をこういうときにしていかなければいけないというふうに思っています。

その役割は、一つは、やはり地域の元気づくりということで、産業の雇用振興、あるいは雇用の場の確保ということ、そして、そういうものを通じて、やはりそれから得られたものを行財政というものを通じて、徹底的にやはり恵まれない人、あるいは条件不利な地域、そういったところへ再配分をする、あるいは、行政サービスを展開していくということになるかと思えます。

そういう意味で、これからの郡上市政の見解というものについては、昨日、一昨日来議論をされております地方創生というふうに、今、言われているわけですがけれども、郡上市のやはり持てる地域資源を積極的に活用をして、まず産業、雇用、そういうものをしっかりやっていくということ。

そして、そういう中で、先ほどから申しております子育て支援であるとか、高齢者の福祉であるとか、障がい者の福祉であるとか、こういったやはり恵まれない人、あるいはこれからのそういう重要な子育て等を担当する人たちに対して、行政としては、しっかりサポートをしていくと、こういうことではないかというふうに思っております。

そして、もう一つは、やはりこれからのこういう両者含めてですけれども、郡上市における人づくりという教育ということが、非常に大切だと思いますので、幼稚園、保育園、小中学校、高校、そういったものを含め、あるいはまた、さらには社会人、高齢者までに至るまでの生涯学習であるとか、そういったものの中で、郡上人のやはり人間力、そういうものを高め、そしてふるさとを担っていく人材を育成していく、こういうことに努めていかなければいけないというふうに思っております。

2期目の選挙のときには、「次代へつなごう！！ふるさと郡上の元気創造」というスローガンを掲げさせていただきましたけれども、このスローガンについての課題は、今も変わらないというふうに思っておりますし、それから、今度の合併10周年のときに掲げさせていただいた、「これからもずっと郡上 もっと郡上」と、この言葉に込められたことも、やはりこれからのふるさと創生、地方創生、郡上における地方創生ということに、大きな私は深い意味を持っているというふうに思っております。

これからも、先人から引き継いだ郡上というものを存続させていくためには、もっと郡上の特性を生かして地域づくりをやっていかなければいけないというふうに思っております。

有名な言葉に、「変わらないでいるためには変わらなければいけない」と、こういう言葉がございます。いろいろふるさとのよき伝統やいろんな社会の関係を、これからも変わらず保ち続けていくためには、我々は変わっていかなければいけない。我々という主体としての市民としても変わっていかなければいけませんし、さまざまな郡上の物事も、変えていかなければいけないものもあるだろうというふうに思っております。

そういう意味で、変わらないでいるため、変わらないで生き続ける、残っていくためには変わらなければいけない、あるいは変えなければいけないというものもあると、そのように果敢に、やはりみんなでチャレンジをしていくということではないかと思えます。

昨日も、創生という言葉の意味、いろいろありましたけれども、辞書を引いてみますと、やはり新しくつくり出すこと、つくることということで、これが変わらなければ、変わらないでいるためには、変わらなければいけないというその部分に相当するのではないかと思いますし、もっと郡上というところに、どのような方向で変わっていくのかと。それをしっかりみんなで見定めながら、やはり郡上は郡上としての個性のある、そして元気のあるふるさとづくりというものをしっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

時間が余りありませんので、具体的なことでなく、非常に精神的なことを言ったかもしれませんが、しっかり皆さんとともに郡上らしい地域をこれからもずっと存続できるように、取り組んでまいりたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ありがとうございます。短い時間で十分ふれることは難しいことというふうに思いますが、基本的なところは、これまで市長の言われたことを踏まえて、今後、郡上をもっとこのままで続けたいと、発展させたいという気持ちが伝わってまいりましたので、ぜひともそういった点で、今後とも御努力をお願いしたいし、私ども日本共産党も、この郡上市の暮らしを守る、そして営農を守るために、力いっぱい知恵を出していきたいというように実感をいたしました。

それでは、次の2のところへ移ります。

2つ目は、教育の右傾化に対する郡上市教育委員会の基本的方針ということでお伺いをしたいと思います。

教育の動きにも、大変危険な偏った見解の押しつけが見られます。これまで、教育の公正・中立を保障するために、独自に立場が認められてきた教育委員会に対し、教育委員長をなくして、教育長に一本化した新教育長を置き、市長が総合教育会議を設置するなど、教育委員会の中立性が心配される動きが出ています。

第1次安倍内閣のときに教育基本法を改定し、今はまた、道徳教科書を取り入れて、愛国心の強制が進められようとしております。それで、1つ目の質問ですが、教育長にお伺いをしたいと思います。

まず、道徳教育の教科化、教科にすることについて、これはこの前、御質問し、一定の見解を聞いておりますが、しかし、これには問題があるというように私は思っております。

この前の質問に対しては、副読本の一つに位置づけるというような、教科書も1つの教材にというふうなお話だったというふうに思いますが、この文部省の意図は、安倍内閣の洗脳教育の見直しに見られる戦前の道徳教育の復活にあるように思われて、大変心配しております。

日本の戦後の出発が、あの悲惨な戦争の反省から、二度と戦争をしない国にすると定めて、平和憲法を定めることで始まったことを忘れてはならないというふうに思っています。

そして、人類の英知を積み重ねて、歴史を前へ進めていくことに対することが非常に大事だというふうに思いますので、そういった点についての教育者の良心が大事であるというように、私は思っております。

その意味で、長年、教育に打ち込んでこられた教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木 修君。

○教育長（青木 修君） それでは、前回、中央教育審議会の答申の概要を御説明しながら、道徳教育がどのように変わっていくのかということについてお答えをしました。

今、御質問いただいた内容につきましては、私は、現在、道徳教育についての学習指導要領の改定が、小学校、中学校の案として示されておりますけれども、その内容を詳細に読む限りでは、大きな変わりはないという認識であります。

具体的にお答えをしたいと思いますけれども、一つは、教育課程の位置づけについては、これは、これから道徳の、今まで道徳の時間と言っておりましたのは、特別な教科、道徳という今までは言われておりました。それは、道徳科というそういう表現に変わります。

これからお答えするのは、道徳科ということでお答えをしたいと思いますけれども、道徳科は、学校教育全体で行う道徳教育のかなめとして機能をするようにとありますし、時間も標準の授業時数として、年間35単位時間ということになっておりますので、このことについては変わることはありません。

それから、道徳教育の目標、それから指導内容についても、児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、重点化が図られております、今回の場合。

その中で、一貫して指導する自立心、それから自立性、生命の尊重とか思いやり、こういったものについては、小学校の1年生から6年生であれば、1年生から6年生まで一貫して指導をすることが示されておりますし、学年の段階に応じて、それぞれの内容を重点化をかけるというふうになっておりますので、むしろ、今までの学習指導要領よりはわかりやすくなっているというふうに、私は読みました。

それから、指導法についても、対話とか討論、それから問題解決的な学習、そして道徳的な習慣とか行為、こういったものについては、目標や指導の狙いに応じた指導を柔軟に取り入れて、多様な方法で効果的な指導法をぜひ取り入れるべきという、そういうふうにも示されております。

従来の道徳の授業は、ややもすると資料を読み取るというそういう方法に、言葉は悪いんですが、偏っていたという、そこにもありますので、そういういわば課題を解決する意味でも、多様な指導法を取り入れるということについても、これも私としては納得できる内容として捉えております。

また、できるだけ家庭や地域の人々の参加ですとか、あるいは連携といったようなことも進めるようにという、そういった文言も書き込まれておりますが、このことから考えても、できるだけ開かれた道徳教育を進めるべきであるというふうに理解ができますので、このことも、私としては内容としていいことじゃないかというふうに思っています。

それから教材ですね、教科書です。これについては、こういう書き方がしてあります。教材あるいは教科書は、児童生徒の発達段階に即し、狙いを達成するにふさわしいものであること、人間尊重の精神にかなうものであり、深く考え、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの

とあります。

こういうことを基本として、検定の教科書が導入されるわけですが、これは恐らく現在、教科書を発行しているかなり多くの会社が、道德のいわば教科書を作成すると思います。その作成をした教科書というのは、今までの他の教科と同じような採択の手続によって選ばれていくというふうに思います。

そういう意味で、適切な教科書が選ばれるように、教材、あるいは教科書の研究については、今後もきちっとしていくべきであろうというふうに思っております。

最後に、評価の問題があります。これはできるだけ学習の状況とか道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めるということで、数値によって評価するということは、これは避けなければならないということでもありますので、このことについても、妥当な内容であるというふうにして捉えております。

そういう意味で、私は、道德教育、とりわけ道德科と言われるその今までの道德の時間が、子ども一人一人が自分自身のことを落ち着いて振り返って、どう生きればいいのかということを考える時間として大事にされるということが、今後、子どもたちの生きるためには、生きる力をつけていくには必要であるというふうに思っておりますので、必ずしも悪くなるとか、それが悪い影響を学校現場に与えるというような判断はしておりません。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 指導要領等にそういう形で出ていると思いますが、問題は、ずっとここ三、四十年にわたって、この道德教育が問題にされ、そして今、今日、教科書までつくられるようになった。それは、道德教育そのものが、人間の生き方と大きくかかわっているということで非常に心配をしているわけです。

例えば、教科書にあらわれる人間像は、今、言われたように、非常に好ましい人間尊重とか愛情とか、そういうことを言われるんですけども、そういう教科書が一方にあって、子どもたちに全てそれを目指すんだという形にならざるを得ん状況があるというふうに思うんです。

今、言われたように、あくまでこれを一つのそういう題材として、人間の生き方や人間のあり方を子どもたちが自分の頭で考えて、自分の判断を大事にしていく。友達と違った場合は、お互いに討議し合うというような中で、ああ、自分はこういう点が、あの人とは違うんだというようなことを考えたり、あるいは、ああ、そういう人間もおるんだというような中で、自分の思考の道筋というものやら生き方に対して意欲みたいなものが、少しずつ育まれていくんだというふうに思います。

それを教育長も、そういうように思ってみえるように思うんですけども、この教育行政が大きくこうやって変わって、教育長も今度は教育委員長をなくして新教育長になる、これはこの次にな

るんですけれども、そういう動きの中で見るときに、私、非常に心配をしておるんです。

本当にこの郡上市は、郡上の子どもたちに責任を持って、そして道徳教育であれ、普通の科学教育であれ、そういうものが本当に将来に生きる力になるような教育をされているというような信頼感といますか、自信といますか、そういうものが持てるような教育でなければならないというふうに私は思います。

そういえばそのとおりだというように、教育長、言われるんじゃないかと思うんですけれども、今度、例えば総合教育会議ですか、これは今までなかったことですが、市長が設定をしてやられると。

これには、今までないのに、そうなったということは、教育と行政とが、今までは独立していたのに、1つのものにして、そして行政の要請を教育の中へ持ち込もうとするんじゃないかという心配が行われております。

実際に、先日、岐阜市で行われた総合会議を事前にやられたということでしたね。その中では、岐阜市では、そういう行政と教育とがそれぞれの立場を尊重し合うんだというようなことが、確認されたようでありますけれども、当然であります、そういう動きの中で、私は下手をすれば、例えば国の要請があり、そして行政もそれに従わざるを得ん面がある、そういったときに、この総合教育会議というものが、そういう一方的なものを持ち込むようなことに利用されてはいけないというように、私、心配しておるんです。そういう点で、この問題についても、どのように考えてみえるか。

この後、ちょっと二、三、質問したいと思ひまして、現実には、子どもを取り巻く多くの問題があります、今。そういった問題も含めて、この道徳教育とは別個でなくても、この問題を取り組んでいかなければならないものですから、そういう問題についても、教育委員会がやはりそういう行政とは別個に独自の判断をして、きちんと対処していけるようにしなければならぬということは、非常に重要だというふうに思います。

そういった点で、この後のどうしたらええかってことも質問したいと思ひましたけども時間がありませんので、とりあえず教育会議等が、総合教育会議等をどのように捉えてみえるかということだけ、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木 修君。

○教育長（青木 修君） まず、総合教育会議ですけれども、これは、首長、いわゆる市長ですね、市長が招集をする総合教育会議を設置し、市長と教育委員会が協議・調整し、教育政策について一致して執行に当たるという表現になっております。この表現をきちんと読む限りは、今、議員が心配をされているようなことっていうのは、私は起きないというふうに思っております。

といいますのも、協議・調整というこの2つの言葉というのは、非常に重い言葉という印象を私

は捉えておりますので、双方が信頼をしながら、施策の事業を進めていくということが、私は非常に大事だというふうに思っておりますので、そういう意味で、むしろ、現在、教育委員会が進めております、一人一人の子どもに対する教育についても、それからスポーツや文化についても、また生涯学習を通じた地域づくりについても、これは教育委員会だけでできるということではありませぬので、幅広く連携をしていかなければなりません。

そういう意味で、市長部局と連携する、あるいは市長と協議をしながら物事を進めていくというのが、極めて大事なことだというふうに思っております。

また、教育委員会は執行機関というそういう意味合いもまだ残っておりますので、そういった点からいっても、議員の心配されることについては、起きえないというふうに捉えておりますので、今後も、こういったその総合教育会議をきちんとした運営をされていくというふうに考えながら、今後の教育行政を進めていきたいというふうに思っております。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 短い時間でまことに申しわけなかったですが、本当はもう少し具体的な話が生きていたけるといいと思いましたが、最後に、これに関連して市長にも、この会議について、恐らく同じような立場ではないかと思えますし、そのことは大事なことだというふうに思うんです。

行政が一方的に教育に介入をしてそれを動かしていくというようなことは、やっぱり好ましいことじゃないと思いますので、その点についての確認をさせていただきますのでお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 教育長が答弁をされたことと私も思いは同じでございます。

現行の仕組みの中でも、首長というのは、教育委員会の行政についても、例えば予算の編成権あるいはその責任、あるいは条例の提出の権限あるいはその責任、そういったようなものを持っておりますし、そういうような意味で、いろんなかわりを現に持っているわけでございます。

今回、そういう総合教育会議という1つの仕組みがつけられたということの中で、先ほど教育長が申されましたけども、協議・調整というような過程を経て、より充実した教育ができるように、私も努力してまいりたいというふうに思っております。

私自身は、戦後の地方自治制度の中で、首長が一元的に全ての分野の行政をするということではなく、やはり行政委員会というものが、そういう執行機関の多元制度というものが持ち込まれたという、この根底にある考え方というものを深く理解し、尊重してまいりたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時50分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本定例会では、議長を除く全員17名が一般質問に立ちました。その最後の質問者ということであり、よろしくお願いします。

今回、私は、地方創生による教育関連事業の推進ということについて、4点お尋ねをいたします。

昨年11月に制定をされました、まち・ひと・しごと創生法に基づき、長期ビジョンと総合戦略が策定をされ、国は積極的に地方創生に取り組もうとしております。

地方公共団体では、それを受けて、2040年、もしくは2060年までの地方人口ビジョンと2015年度から5カ年計画での政策目標、早速、施策を盛り込んだ地方版総合戦略を策定することになり、郡上市でも、ことしの9月、10月ごろまでには策定をすとされております。

そこできょうは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を活用して、特に郡上市の教育委員会の関連事業がどのように推進されるのか、その方向性と展望をお尋ねしたいと思います。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略には、今後の施策の方向を例示した政策パッケージがあり、その部分を移入いたしますと、国は、地域の歴史、町なみ、文化、芸術、スポーツを地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じたすぐれた取り組みを展開することで、交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援するとしております。

現在、郡上市では、市外からの社会人や大学生などが、市内の体育施設を活用した、各種スポーツ大会やスポーツ合宿などで来訪されておりますけれども、そうした施設の貸し出しや宿泊の受け入れ体制の現状と課題はどのようであるか、お尋ねをいたします。

また、民間の宿泊施設に関係する商工観光部、あるいは関係団体である観光連盟、体育協会などとの連携もどのようであるか、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、ただいま、上田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

市外からの各種スポーツの大会でございましたり、あるいは合宿でございますが、こういう方のための施設の貸し出しにつきましては、各施設の振興課の窓口で受け付けをしております。

ただ、宿泊についてのお問い合わせもございますときには、民宿組合等はあっせんをしておりますが、現行では、ほとんどそのあっせんというのはないということでございますが、高鷲地域におきましては、高鷲観光協会が積極的に誘致活動を実施されておまして、各施設の利用窓口となっております。

先ほど、各振興事務所のほうでの宿泊での問い合わせがないということでございますが、これは誤解のないように、ちょっとつけ加えさせていただきますが、社会人では、郡上市の交流を目的して、こちらのほうへ来られるということもございまして、地元の開催で交流されるそういうチームの方が、もう既に御存じで、そういう宿を確保されるとか、あるいはかわって予約をされるというようなことで、特段、振興課の窓口のほうにお問い合わせがないということでございます。

それから、大会等も、何回も来とっていただきまして恒例になっておまして、その事務局の方が、スムーズに宿の確保をしておられるという状況でございます。

また、学生の合宿につきましても、同様の事例ございまして、地元チームでの練習試合、あるいは交流を兼ねてございますので、その地元チームの事務局が民宿組合等のほうに、ほとんど直接予約を入れておられるというような状況でございます。

このスポーツ大会等の現状でございますが、市外を対象といたしました交流スポーツ大会につきましては、市民球場が非常によく利用されておまして、例えば高木守道旗学童野球郡上交流大会でございましたり、あるいは、総合運動場のほうでございますが、サクラカップ東海北陸6県シニソフトボールでございましたり、あるいは、もみじカップ東海北陸ハイシニアソフトボール大会といったようなものがございます。

また、相撲場におきましては、こちらは全日本女子相撲大会などが継続して開催をされておることということでございます。

こちらのほうでございますけれども、スポーツ、他の団体との関連でございますが、もちろん、先ほど例で挙げさせていただきました高鷲地域におきましては、高鷲の観光協会のほうが、むしろ積極的に誘致等、あるいは本業でございます宿泊施設等のあっせんも行ってございますし、また、体育協会等におきましても、市域を超えた地域からの参加を行うスポーツ大会については、金額は少のうございますが、助成をしておるといったようなこともございます。

こういったこともございますので、スポーツ大会、あるいはこの合宿誘致については、また、関

係団体とも調整をとりながら、積極的に進めていきたいといったようなこともございますが、ただ、課題といたしましては、やはり多くの体育施設、まず地元スポーツ団体の利用率が高いということもございまして、その日程調整でございまして、あるいは、地域によりましては、その近くに宿泊施設の確保ができないといったようなことが、現在の課題というふうに捉えてございます。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 実は、私も実技はからっきしできんのですけども、ひよんなことから、郡上市ソフトボール協会の役員にならせていただいて、春と秋には、今、次長からお話があったように、合併記念公園の運動場を活用して、ソフトボール大会が開かれるということであります。

その役員に私もなって気がついたことは、今もお話しありましたけれども、スポーツだけの振興ではなしに、地元の民宿に選手の皆さんが1泊2日で泊まれるというふうなことで、これはスポーツと観光の分野が一緒になった地域振興策やなというようなことを気がつかせていただきました。

ただ、そこで、次長も言われたように関係者に聞いてみますと、なかなかその施設の日程調整と、その施設の近くに合宿するような便利な施設がないということで、それは今後の課題やというふうに思いますけれども、今回、やまと総合センターが、指定管理者の制度を導入されるということもありますので、そうしたことで、指定管理に当たるNPO法人が、工夫によって、特にやまと総合センターでのスポーツであるとか、文化の催事であるとか、そういうことにあわせて近くの宿泊施設と結びつけて、地域振興に寄与する施設として活用されるというようなことを願いますけれども。

昨日ですか、一昨日ですか、宿泊施設のことで質問がありましたけれども、なかなかそのことを見分けるといいますか、そのスポーツ合宿だけを当てにして、新たに宿泊施設を管理するというようなことは、大変難しいことかもしれませんけれども、可能性のある分野ではないかというふうに思いますので、このやまと総合センターの指定管理にあわせて、そんなようなことも一工夫していただけたらというふうに思います。

次に、次代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するという政策の中に、公立小中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援という政策があります。

先般、文部科学省は、公立小中学校の適正な規模と廃止等に関する手引きを公表しました。これまで、文科省では、公立小中学校の規模配置については、学級数は12から18学級を標準として、徒歩や自転車による通学距離は、小学校で4キロ、中学校で6キロ以内を上限として、各市町村に学校の適正規模と配置を求めてきたと聞いております。

この手引きでは、この基準を維持しつつも、スクールバスや既存の交通機関を使って、おおむね1時間以内を一応の目安とすることを盛り込んでおります。

そこで質問であります、既に郡上市では、小中学校適正規模検討委員会が設置をされて、その調査研究も進み、適正規模に関する委員会の提言を受けて、学校の統廃合や学校区の見直しの検討が行われていると推察をしておりますけれども、その計画の進捗状況はどのようなものであるか。

そして、現在、郡上市が検討している学校区の再現計画の方向性は、今回、文科省が示した方針によってどのような影響があるのか、あるいはないのかということをお尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、提言を受けた市の教育委員会の取り組みからお答えをしたいと思います。

提言を受けて、現在の段階では、学校統合を仮に行うとした場合を想定して検討しておりますが、具体的には、平成31年度の児童生徒数がどのくらいになるかということ想定して、一つは、複式学級を解消する場合、それから隣接の2つの学校を統合する場合、そして3つ目は、通学条件を考えて複数学級ができる規模とした場合という3通りを想定して、案の作成をしております。

ただ、この想定案というのは、あくまで適正規模という数を基準として考えたものですので、地域との連携ですとか、あるいは地域活動への影響、それから、通学条件等についての詳細な検討は、そこにまだ加えておりませんので、仮に統合するというので、今の3通りのケースを想定した案をつくっております。

こういう案はつくっておりますけれども、教育委員会で、より大切にしておりますのは、実際に小規模学校は多いわけですので、仮に統合によらないということを前提にした上で、小規模学校の教育水準をどのようにして維持をしていくかということで取り組んでおりますのが、一つは、合同学習とそれから合同行事の実施、これは小川小と明宝小、それから石徹白と北濃小というように、学校の組み合わせで合同学習等を行っております。

それから、もう一点は、小川小、石徹白小は、実は2学級しかございませんので、教員の定数とかいいますと、教頭、それから養護教諭の配置しているのがないというふうになります。

それでは、学校生活を子どもたちが、安心をして送ることができませんので、県の教育委員会と何回か協議を繰り返して、養護教諭の配置については、これは認めておっていただきます。

それからもう一つは、これは中学校にかかわることですけれども、学級数が少ないということになりますと、教科専門の教員を配置することが難しいですので、こうした場合には、非常勤講師を配置するというので、非常勤講師の方に、2つあるいは3つの学校を兼務していただいて、例えば音楽とか美術とか、そういった専門教科の指導ができるように現在しております。

それから、指導法にかかわることですけれども、小川小、石徹白小、それから西和良小につきまし

ては、ICTの環境を整備するという意味で、タブレットと電子黒板等を導入して、個別学習とか、あるいは対話による共同学習といったようなことができるように、これはもう既に実施をしているところでございます。

その手引きが出されたということによって、どういう影響があるかということですが、基本的には、今、小規模学校の教育水準を維持していくという方向性を、今後も維持していくというそういう考え方でおります。

ただ、より今後、その教育水準を維持していくという点で考えなければならないと思っておりますことは、先ほどの繰り返しになりますけども、小規模学校へのその養護教育の配置については、これも継続できるように、粘り強く県の教育委員会と今後も協議を続けていきたいというふうに思っておりますし、そのためには、配置をされたことによって、どういう効果があるのかという効果もきちんと検証しながら、これからもたとえ2学級であっても、養護教諭が配置されていくような、そういう取り組みを続けていきたいというふうに思っておりますし、それから、教科専門教員の指導ができるということだと思いますと、非常勤講師だけではなくて、小学校と中学校の兼務という方法によって、教科専門が何とか教員によって実現できるって方向を考えていきたいと。

できれば来年、小学校と中学校の理科の教員の兼務というのが、具体化できないかということで取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、これは非常に重要な事項だと思っておりますけれども、地域コミュニティーの核として、地域のかなめになる学校づくりをどのように進めていくか。

これは、公民館と学校の関係ですとか、あるいはいろいろな団体と学校の関係というのも、今後、地域が存続を続けていくために、必要だというふうに私は捉えておりますので、地域づくりにおける学校の役割というのについて、改めて検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、もし、今後、今の手引きが今後のことで影響するとしたら、その点があろうかと思えます。

それからもう一点、統合によることが非常に難しいといった場合に、小中学校の一貫校ということも、これは検討の材料になるんじゃないかというふうに思っております。

それは、施設一体型にするのか、あるいは併設型にするかということも、検討の内容になってくると思っておりますけれども、小中一貫の学校によって、例えば統合の必要がなくなるという場合も、想定ができないわけではありませんので、そういったことについても検討を進めていきたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 郡上市のこの広大な面積を考えると、小学校、中学校の校数が多いのは、これは、もうやむを得ないことであるというふうに思います。

そうした中で、小規模校の存続のために、いろいろ工夫をしていただいておりますということを受けとめさせていただきました。

文科省の手引きによりますと、学校の規模の適正化については、統合が困難な地理的特性、郡上市なんかは、特にその域に当たると思いますが、学校というのが重要な地域コミュニティーの核であるということへの配慮が必要であり、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要があるというふうに、今回の手引きでは、うたわれているというふうに聞いております。

そうしたことでは、この地方創生の政策原則である、地域の実勢を尊重するというようなことが、今回の手引きで反映されたのかなというようにも思っております。

もちろん、郡上市では、これまでの小中学校の統合では、地域の住民の皆さんの判断を尊重するという方針で進んできておりますけれども、どうか、今後も学校を核とした、教育長も言われたように、地域づくりというこの将来像を重視するその観点から、検討がなされているようなことを願っております。

次に、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、ふるさとに対する誇りを高める施策の推進として、それぞれのふるさとの誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化などについて、いま一度、体系的に深く掘り下げ、再発見する活動をふるさと学として整理し、地方公共団体やNPOなどに情報提供しながら、小中高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育など、さまざまな機会において学ぶ活動を推進する。との記載があり、先ほどもお話しがありましたけれども、まさに日置市長が提唱されております郡上学の推進が、その活動であるというふうに思います。

これまで、郡上学では、総合講座であるとか郡上学講座、そして考現学になるということの講座は、ふるさとへの理解と認識を深め、市民の一体感の醸成に向けて大いに役立ってきているというふうに思っておりますけれども、これは私の偏見かもしれませんが、最初のころのこの講座へ行ってみようかなというときめき感であるとか、ちょっとそういう面では色があせてきているかなというようにも思っております。

そこでお尋ねをいたしますけれども、一連の郡上学の事業のこれまでの実績をどのように評価し、今後の展開はどのように考えておられるのか、これは教育長さん、そして郡上学ですので、担当部長にもわたることかもしれませんが、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、郡上の総合講座を中心にして、その実績と現在、私たちが認識を持つ課題についてお答えをしたいと思います。総合講座は、郡上市の歴史とか文化とか、あるいは自然・産業も含めてですけれども、講話あるいは現地学習といったものを中心にして、いろいろな内容で進めてまいりました。

延べ36講座、開設をしてきましたが、その総合講座の受講者の数ですけれども、延べ2,611人で、

そのうちふるさとマスター、これはふるさとマスターというのは、今、こういう手帳をお渡しをしておりますけれども、それを全部講座に出席したというはんこを受け取られた方ですけれども、13人あります。

それから、そういうその総合講座に加えて、関連事業として郡上かるたの製作と郡上かるたの大会、それから副読本の編集・発行、そして郡上のブックレットの発行も行ってきましたけれども、かるたにつきましては7,000部の製作、そして副読本も同様に7,000部の発行。

それから、かるた大会ですけれども、これは延べ1,141人の参加があって、ブックレットについては4,100部の発行をしております。

公民館講座につきましては、それぞれ特色ある講座を地域で開設しておっていただきますけれども、例えば平成26年度でいいますと、水の案内人と歩くとか、あるいは毒草・薬草の講座とか、郡上鮎友釣り講座とかいう、それぞれ大変地域による特色のある講座を開いていただいて、これも、いわゆる郡上学としての価値を持つものだというふうに思っております。

この郡上学の総合講座とそれから関連の事業によって、私たちとしては、郡上を学ぶ機会を提供させていただいて、多くの市民の皆さんに郡上について知識を得ていただいたというふうに思っておりますけれども、先ほど御指摘ありましたように、徐々に参加される方が減ってきたというのも事実でございますので、そして、もう一点は、講座の内容が少し歴史に偏っているというような部分も否めないところでもありますから、今後、特に郡上のこれからを考え、行動をするということに結びつく講座の内容、あるいは講座の運営について考えて、その改善ができないかというふうに思っております。

特に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの中にも、こういった郡上の役割というのは大きいものとして私たちは捉えておりますので、ぜひ、ふるさとに誇りを高める施策の一つとして、この郡上学を目標実現のための大事な方策として、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

その中で、特に今後の課題ですけれども、一つは、郡上学の対象をもう少し幅広く広げていって、できるだけ地域資源の再認識に、つながるような形にしていきたいというふうに思っております。

それによって考え、行動するというところに、何とかつないでいくことができないかと。その展開そのものが、市民運動とか、あるいは人材育成とか、あるいは市民の一体感の醸成、さらには地域づくりになるように、郡上学の再構築といったものも進めていくべきだというふうに思っております。

考現学の視点というものを重要視してきますと、この課題を解決するためには、教育委員会だけがということではなくて、市長公室が主管となっていただいて、教育委員会は、歴史とか文化といったような側面を重視しながら、一つの講座展開をしていくということで、全体として、郡上市全

体が、この郡上学に取り組んで、今後の郡上をみんなで考えて、どうしていけばいいのかということについてちょっと知恵を出し合ったり、あるいは力を出し合ったりするものの一つの基盤、あるいはきっかけになるということを願っております。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） ただいまの上田議員の御指摘でございます、最近では、ちょっと少々、その郡上学というものは、色あせてきたんではないかというようなことでございますが、先ほど教育長が述べます2,611名の延べ参加者と申しますのは、平成22年から26年までの5年間でございまして、22年につきましては延べ1,078人の参加がございましたが、一番最後の平成26年につきましては231人ということで、やはり減ってきておりました。

それから、実のこの登録者ということでございますが、平成22年には224名の方がございましたが、平成26年につきましては72名という方で、最初はやはり200名近くの方が参加をいただいて、この方々が、例えば10回参加をいただきますと、もう2,000人ぐらいになるといったようなことでございましたけども、そういった反省もございますが。

もう一点は、今、教育長が申し上げましたとおり、実は、教育委員会のほうの課題といたしましては、古文書が例えば解読できる人材が、やはり少ないといったようなこともございますし、それから、本当に長年活躍していただきます文化財の保護審議会委員の皆さんも、やはりちょっと高齢化を迎えてみえるといったようなこともありまして、ぜひこういうこの講座、先ほど教育長が歴史とか文化にちょっと特化してといったようなことがございましたが、教育委員会のほうでは、この第2段と申しますか、第2のステージとしまして、この郡上学でそういうことを学んでいた方が、こういう今、教育委員会が抱えておりますような、そういう課題の解決にお手伝いがいただけんかといったような、実際、その学んでいただいたことを次に生かしていただくといったようなことを考えております。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、先ほど教育長からお話しあったとおりですけれども、少し市長公室としての取り組みについてを短く御説明させていただきたいと思っております。

昨年まで、いわゆる郡上ふるさと考現学というのものも、二本立てのような形でさせていただいておりました。特に、郡上学構築懇談会という形が、ずっとどのようにしていくかという議論をしていただく場があって、それが今度は、郡上学推進会議という形になりまして、特にその推進会議の皆さんが、市民協働型にふるさと考現学については運営しようというふうな形になりまして、昨年場合は、食をテーマにして4回、大体平均的には50人前後の御参加があったわけですので、それを昨年から教育委員会との御相談の中で、市長公室として全体をトータルに整理をさせていただく中で、学校で行われる郡上学、それから地域で公民館を主体として行っていただく郡上学、それか

ら市全体で行う郡上学ということで、三本柱にして取り組みを強化していこうと。

それから、最初と最後のところで、1年間のオリエンテーションみたいなものを含めて、郡上学の集いというのを一番最初に持ってきて、そして1年終わった後に、郡上学の集いでのもう一度、総括的なものをやる中で、そういうふうな1年の体系というものをしっかりつくっていこうということと、それから、もう一つは、それを運営される方が、市民であったり、あるいは、特に市の職員が、これから郡上を先ほど上田議員も御指摘のように、よく地域を知っていくということが大事ですので、担いながらしっかり郡上を学んでいくと、そういう運営体制も加味していきたいということを考えております。よろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 郡上学については、リニューアルをしながら、市民の皆さんの期待に応えられる講座が展開されるというふうに受けとめさせていただきました。

これまでも国では、幾度となく地方の活性化、地域振興をテーマにした、対策がとられてきました。この昨日、議論があったところでございますけれども、竹下内閣では、ふるさと創生の事業として、各自治体に1億円が配分されたということであります。

郡上郡においては、当時の、有効に活用をしたということで報告がありましたけれども、全国を見渡しますと、十分に地方の創意工夫を生かした事業に連なる結果ばかりではなかったというふうに思います。

地方創生に本気で取り組むのであれば、過去のさまざまな地域活性化の方策を客観的に検証するところから始めるべきであると。これは新潟大学法学部部長の田村秀教授の指摘であります。

過去の地域おこしと言われた事業の中で、どのようなアイデアと意見が出され、どのような取り組みが行われ、そしてどのような効果が得られたのか、あるいは得られなかったのか。まずは地域資源の棚卸をすべきじゃないか、これも田村教授の見方・視点であります。教育長からも、地域資源という言葉がございました。

今回の地方版総合戦略では、5年間で成果を上げなければならないということでもありますけれども、私は、回り道のようなものではあっても、私たちにとって、この地域資源である郡上の自然や歴史・文化などをふるさと学である郡上学の中から再認識することで、それを誇りとして、この郡上でどんなことがあっても生き抜いていくというような覚悟を持つことが、地方創生の原点ではなかろうかというふうに思っております。

そして、その郡上学の根底になるのは、合併当時に教育委員会で取り上げていただいた、凌霜の心であってほしいというふうに思います。

凌霜の心は、御存じのように、「何くそおかげさま」という不撓不屈の精神と報恩、感謝の気持

ちでありまして、これが私は郡上人の魂、スピリットであるというふうに思っております。そうした考えに立った郡上学の推進事業によって、市民運動として人材育成が充実することを願っております。

4点目であります。これは先ほども議論がありました、新教育長制度に関係することですけれども、昨年、教育委員会制度が改正をされて、首長と教育委員会の構成である総合教育会議が設置されることになり、首長が招集して開かれることになりました。

今回の改正によって、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になったこと、首長と教育委員会が協議・調整することで、両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になったと言われております。

実際の運用は、本定例会で上程されております条例案が承認されてからということになりますけれども、市長が今回の私の質問のテーマである国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を活用した、市の教育委員会関係事業の推進についてはどのようにお考えでしょうか。

つけ加えて、スポーツを生かしたまちづくりに向けた方策をしましたが、このことについては、既に市長のお考えもこの議会の中で列記してみえますので、前段に視点をおいて御答弁をいただければというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方行法と私どもは呼んでおりますが、この法律の改正によりまして、さまざまな改革がされようとしているわけであります。

その一つが、今、御指摘の長が招集する総合教育会議というものでございまして、また、そういうところの協議・調整なんかも踏まえながらということではあるかと思いますが、長が教育大綱というものをつくるということにもなっております。

一方、もちろん教育委員会のほうには、教育振興の基本計画があるということですので、今後、これを実際に法制度は、これは全国一様であります。この運用というものについては、あるいは自治体によっては、いろんな対応といたしますか、幅が出てくるということも考えられると思いますが、私の今回の法改正に伴います考え方としては、先ほど野田議員にもお話をしましたように、この長と教育委員会というのは、執行機関でお互いでありまして、教育委員会という行政委員会が設けられたことの趣旨というのも十分踏まえながら、今回の新しい法制度における総合教育会議というものにも、臨んでいきたいというふうに思っております。

ただ、非常にこの教育委員会が所管していただいている教育というもの、これは自治体のそれこそ存続そのものにも、非常に大きなかわりを持つものでございます。

それは、一つは先ほど述べました人づくり、これはもちろん学校教育もございまして、現在にお

いては、郡上市の場合は、社会教育といいますか生涯学習、そのようなものも受け持っておっていただきますし、例えばスポーツにしましても、学校におけるスポーツ、それからいわゆる社会体育と言われる分野についても、今は所管をしておっていただいております。

そういうことで非常にかかわりがございますし、それから、先ほど議論がございました、学校というものが持つ地域社会における意味、機能、そういうことについても、そのあり方を今後、どうふうに考えていくかということは、教育の問題であると同時に、やはり郡上市のコミュニティー、集落、地域、そういうもののあり方ということでも、大きな関連があるものでございます。

そういったことで、これまでも、先ほども申し上げましたように、実際には、教育行政、教育委員会の所管しておられる教育行政について、例えば財政の面からは、町が一元的に予算編成権を持っておりますので、時によっては、教育委員会が、ぜひここをこうしたいというものについても、いわば待つていただいたり、我慢をしていただいたりということをしておりました。

そういう既にかかわりとしては大いにあるわけでございますし、そういうものも、いわば予算査定というような経過を通じて、相互に調整をしてきたということですが、今、お話しがございましたように、そうしたなかなか外からは見えにくい、そういう調整過程といいますか、そういうようなものが、1つの総合教育会議というそのプロセスの中で、例えばこれまでの調整も市として、行政を、教育行政を教育委員会の任命のもとに担当していただいていた教育長さん、あるいは教育委員会の事務局と私と、例えばやってきたというようなことが、今度は教育総合会議という形で、教育長を含めてですが、他の教育委員さん等も含めて、また議論をするという、1つの公のプロセスということにもなりますので、そういう意味では、よりそういういろんな相互のかかわりが、1つの仕組みの中に明確化されたということでもあろうかと思っておりますので、この点につきましては、私どもも、そういう意味を深く理解をしながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

そういう中で、今、お話しもございましたスポーツについては、これはもちろん、その市民全体の健康であるとかそういったもの、あるいは子どもたちがその特性を生かして、夢や希望をかなえていくというようなこと。

そして、先ほどもお話しございました、スポーツを通じての交流ということを通じての地域の活性化、こういうような意味を多面的に持つておるものでございますので、当然、総合教育会議においても、十分闊達な意見交換、あるいは協議・調整が行われることを、私も望んでおるところでございます。

いずれにしましても、今回の総合教育会議というものをぜひそういう設立といいますか、設置の基本的な考え方をよく理解しながら、事に当たっていきたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君）　どうか総合教育会議というような場で、このたびの地方創生と、そしてこれまで教育委員会で取り組んでみえる事業ということの推進についても、市長の立場で御議論をいただきたいというふうに思います。

これまでの地方創生を推進するに当たって、やはりこれからもっと地方創生を進めるにあたっては、本議会の役割も含めておまして、教育委員会もいろいろ意見を出すとか、地方版総合戦略の策定、その検討に対しても積極的に関与することが、求められておるのではないかと思います。市議会としても教育機関の両輪となって臨んでいってほしいということを思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君）　以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君）　これで本日の予定は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時46分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 田 中 和 幸